

訪問型病児・病後児保育利用料助成制度

港区 保育課 保育支援係

1 事業概要

お子さんが病気により保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、訪問型病児・病後児保育サービス（以下「ベビーシッター」という）を利用する保護者に対し、利用に要した費用の一部を助成することで、保護者の子育てと就労等の両立を支援し、経済的な負担軽減を図ります。

2 助成の対象（助成対象の要件）

下記の項目の 全てに該当する方 が助成の対象となります。

- (1) 生後57日目以降から小学校6年生までのお子さん及びその保護者が港区に住民登録し、かつ居住している
- (2) ベビーシッター利用時に、お子さんが子ども・子育て支援法における保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受けて下記の対象保育施設に入園している、又は放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している
（対象保育施設）
認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、認証保育所、東京都に届出済みの認可外保育施設、港区保育サポート（定期利用）
- (3) 助成対象のベビーシッター事業者が実施する訪問型病児・病後児保育サービスを利用している
- (4) お子さんがベビーシッター利用の前後7日以内に当該病気で医療機関を受診している
- (5) ベビーシッターを保護者の自宅で使用する

3 助成対象とするベビーシッター事業者

- (1) 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟する事業者
<http://www.acsa.jp/htm/joining/list.htm#area08>
- (2) 公益社団法人全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者
http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm

※サービス内容、利用方法については各事業者に直接お問い合わせください。

利用にあたっては、サービス内容等について十分に確認し、事業者と契約してください。

4 助成内容

- (1) 助成の対象経費は、ベビーシッター利用時の自宅における保育にかかる費用です。
入会金、年会費、月会費、登録料、交通費等の諸経費その他これらに準ずる費用は助成の対象外です。ただし、利用料金定額などで会費等に保育料が含まれる場合は対象です。
- (2) 助成の対象経費や助成率、年間助成上限額については、下記のとおりです。

助成区分	助成率	年間(※3) 助成上限額
生活保護法による保護を受けている世帯 又は住民税非課税世帯(※1)	10/10	10万円
上記以外の世帯	1/2(※2)	5万円

- (※1) 平成29年4月～6月利用分は、平成28年分の住民税をもとに、平成29年7月～平成30年3月利用分は、平成29年分の住民税をもとに決定します。
- (※2) 助成額は、助成対象の経費に2分の1を掛け、1円未満の端数は切り捨てます。
具体例：(対象経費) 12,345円×(助成率) 1/2 = (助成額) 6,172円
- (※3) 年間とは、4月1日から翌年3月31日までの助成分です。

5 申請に必要な書類

(1) 提出書類

ベビーシッター利用後、下記の①～⑤の書類(⑤は該当される方のみ)を申請窓口(港区役所 子ども家庭課 保育支援係)に提出してください。

※下記①の書類は、区のホームページからダウンロードできます。

①港区訪問型病児・病後児保育利用料助成金交付申請書

②医療機関を受診したことがわかるもの(領収証、受診記録票、医師の処方に基づく薬袋及びお薬手帳の写し等)

※助成対象児童名および医療機関の名称、受診日の記載があるもの

③ベビーシッター利用の領収書

④利用明細書等の写し(保護者名、助成対象児童名、利用日時、利用時間、保育料及び交通費等の諸経費が記載されているもの)

⑤住民税非課税証明書の写し(該当される方のみ)

・平成28年度住民税非課税証明書の写し

ベビーシッターの利用日が、平成29年4月1日～6月30日の場合で平成28年1月1日現在、港区外にお住まいの方

・平成29年度住民税非課税証明書の写し

ベビーシッター利用日が、平成29年7月1日～平成30年3月31日の場合で平成29年1月1日現在港区外にお住まいの方

※交付申請書の受理日において、港区で非課税世帯(上記⑤の写しの提出をした場合を含む)であることが確認できない場合は、課税世帯として審査をします。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出期限 利用日から一年以内に保育課保育支援係までに提出(必着)

(3) 提出先 港区 子ども家庭支援部 保育課 保育支援係

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

※郵送での申請は可能ですが、提出期限までに提出先に郵便が到着している必要がありますのでご注意ください。

6 助成までの流れ

(1) ベビーシッター事業者への申し込み

資格や実績などを保護者が確認の上、事業者へ直接お申し込みください。

(2) 費用助成の手続き

ベビーシッター利用後、必要書類を、港区役所子ども家庭課保育支援係に提出。

(3) 助成の決定

提出書類を審査し、助成が適当と認められる場合は「交付決定通知書」を、助成が不適当と認められる場合は「不交付決定通知書」を、交付請求書兼口座振替依頼書と共に郵送します。

(4) 助成金の交付

送付した交付請求書兼口座振替依頼書に必要事項を記入の上、保育課へ郵送していただき、この後ご指定いただいた口座へ助成金を振り込みます。

7 Q&A

Q1 医療機関を受診することなく、ベビーシッターを利用した。子どもが利用日の翌日から元気になり、利用後7日以内に医療機関を受診しなかった。助成の対象となるか？

A1 お子さんがベビーシッター利用日の前後7日以内に当該病気で医療機関を受診していることが要件なため、助成の対象とはなりません。

Q2 子どもが保育園で具合が悪くなったので、ベビーシッターを利用し、保育園に迎えに行ってもらい、そのまま自宅での保育をお願いした。助成の対象となるか？

A2 助成の対象となるのは、保護者の自宅におけるベビーシッター利用分です。そのため、お子さんが自宅に帰ってから利用終了までの時間は、当該病気等で利用日の前後7日以内に医療機関を受診した等の他の助成の要件を満たしていれば、助成の対象となります(保育園への迎えの時間は助成対象にはなりませんのでご注意ください)。

Q3 海外から港区に引っ越してきたため、住民税が課税されていない。非課税世帯として助成されるか？

A3 該当する年の年間収入額を証明する書類を提出して申告していただくことで、非課税世帯に該当するかどうかを審査します。必ず申請時に年間収入の申告をお願いします。申告がない場合は、課税世帯とみなして算定します。

Q4 平成28年分は住民税が課税されたが、平成29年分は非課税となった。利用できる上限額はどうか。

A4 課税世帯から非課税世帯（または生活保護世帯）となる場合の限度額の算定は、下記のとおりです。

	ベビーシッター利用日	
	4/1～6/30の期間	7/1～翌3/31の期間
	課税世帯 (助成上限額：5万円)	非課税世帯 (助成上限額：10万円－助成済分)
例	助成金額：3万円	助成可能な金額：7万円

※年度途中で課税世帯から生活保護世帯となった場合は、生活保護の適用日より助成上限額を10万円－助成済分とします。

Q5 平成28年分は住民税が非課税だったが、平成29年分は課税された。利用できる上限額はどうか。

A5 非課税世帯（または生活保護世帯）から課税世帯となる場合の限度額の算定は、下記のとおりです。

	ベビーシッター利用日	
	4/1～6/30の期間	7/1～翌3/31の期間
	非課税世帯 (助成上限額：10万円)	課税世帯 (助成上限額：5万円－助成済分)
例1	助成金額：7万円	助成可能な金額：0円 ※返金は必要ありません。
例2	助成金額：3万円	助成可能な金額：2万円

8 問い合わせ・申請書類提出先

港区 子ども家庭支援部 保育課 保育支援係（港区役所7階 703窓口）

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 電話03-3578-2851